

令和 8 年 9 月 14 日から 建物の解体に関する電子申請フォームが新しくなります！

霧島市では、次の 2 つの電子申請フォームを、より利用しやすくリニューアルします。

- 建設リサイクル法に基づく届出
- 建築物除却届

<新しい電子申請の 3 つのポイント>

1. 24 時間いつでも送信できます

スマートフォンやパソコンから、24 時間いつでも送信できます。

※閉庁時間や休日に送信された届出は、翌開庁日以降に内容を確認します。

2. 手続の負担を軽減します

- ・ **建設リサイクル法**： 届出書（様式第一号）の内容をフォームに直接入力します。届出書の事前作成は不要です。
- ・ **建築物除却届**： 作成した届出書をフォームに添付します。鹿児島県が受付機関となる建築物除却届は、市で内容確認と経由処理を行った後、市から鹿児島県へ送付します。申請者が改めて鹿児島県へ提出する必要はありません。

3. 処理状況をメールで確認できます

送信直後のメールは、申請データが市へ届いたことのお知らせです。この時点では、受付や内容確認は完了していません。市が内容を確認した後、手続や受付機関に応じて、「受付完了のお知らせ」または「県へ送付完了のお知らせ」を送信します。

電子申請はこちら

建設リサイクル法に基づく届出	建築物除却届
霧島市が届出先となる建築物の解体工事	建物を取り壊すときの届出
	
建設リサイクル法届出電子申請フォーム	建築物除却届電子申請フォーム
https://logoform.jp/form/oMwx/1767079	https://logoform.jp/form/oMwx/1767461

※建設リサイクル法のフォームは、霧島市が届出先となる「建築物の解体工事」専用です。

新築・増築、修繕・模様替、土木工事などは鹿児島県へ届け出てください。また、建物の規模、構造、所在地などによって鹿児島県が届出先となる場合がありますので、フォームの質問に沿ってご確認ください。

<重要>

2 つは別の手続です

工事の内容によっては、両方の届出が必要です。

建設リサイクル法の届出をしても、建築物除却届を提出したことにはなりません。

建設リサイクル法の対象外となる解体工事でも、建築物除却届が必要となる場合があります。

<窓口での受付も継続します>

電子申請の利用が難しい場合は、これまでどおり窓口で手続できます。

<お問い合わせ先>

霧島市 建設部 建築指導課

TEL：0995-64-0954（直通）

メール：shido@city-kirishima.jp

< 電子申請の方法 >

①必要書類を準備 ➡ ②表面の QR コードからアクセス ➡ ③入力・添付して送信 ➡ ④市から届くメールを確認

※送信しただけでは受付完了ではありません

送信直後のメールは、申請データが市へ届いたことのお知らせです。この時点では、受付や内容確認は完了していません。市が内容を確認した後、手続や受付機関に応じて、「受付完了のお知らせ」または「県へ送付完了のお知らせ」を送信します。

< 電子申請の前にご準備ください >

添付ファイルの上限は 1 ファイル当たり 10MB、1 申請につき合計 100MB です。

1. 建設リサイクル法に基づく届出

■ 新規届出で準備するもの

申請を始める前に、次の書類を電子ファイルで準備してください。なお、届出書（様式第一号）はフォーム上で作成するため、事前作成は不要です。

- ・別表 1
- ・工程表
- ・案内図
- ・写真または設計図
- ・委任状（代理人が申請する場合のみ必要で、様式は任意）

■ 変更届出で準備するもの

- ・新規届出時の受付番号
- ・変更内容が分かる書類
- ・委任状（代理人が申請する場合のみ）

■ 受付完了後の取扱い

- ・受付印を押した届出書の控えは送付しません。「受付完了のお知らせ」と添付書類を大切に保管してください。

※メールに記載された届出年月日と受付番号を、工事現場の見やすい場所に掲示してください。

2. 建築物除却届

■ 申請前に準備するもの

- ・必要事項を記入した建築物除却届

※フォーム内の案内に沿って様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、PDF などの電子ファイルにして添付してください。

■ 電子申請後の取扱い

受付機関は、建築物の用途、規模、構造、所在地などにより、霧島市または鹿児島県となります。

霧島市が受付機関となる場合

市で内容を確認し、受付完了後に「受付完了のお知らせ」を送信します。受付印を押した届出書の控えは送付しません。申請時に添付した建築物除却届と「受付完了のお知らせ」を一緒に保管してください。

鹿児島県が受付機関となる場合

霧島市で内容確認と経由処理を行った後、建築物除却届を鹿児島県へ送付します。申請者が改めて鹿児島県へ提出する必要はありません。

これまで：市へ申請 → 市で処理 → 申請者が鹿児島県へ提出

令和 8 年 9 月 14 日から：市へ電子申請 → 市で内容確認・経由処理 → 市から鹿児島県へ送付

※県所管の場合、市から「県へ送付完了のお知らせ」を送信します。このメールは、鹿児島県での受付完了を通知するものではありません。

< 電子申請の注意事項 >

- ・不備や確認事項がある場合は、メールまたは電話で連絡します。
- ・市からのメールを受信できるよう設定し、手続に関するメールを大切に保管してください。